諮問庁：防衛大臣
諮問日：令和８年３月３日（令和８年（行情）諮問第２４５号）
答申日：令和８年１１月１１日（令和８年度（行情）答申第７８２号）
事件名：情報公開窓口に対する問合せに対する回答ないし対応に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙の１に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の２に掲げる各文書（以下、順に「文書１」ないし「文書４５」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和４年１１月２５日付け防官文第２２０９９号及び令和７年１１月２８日付け同第２７１１６号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分１」及び「原処分２」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（１）審査請求書１（原処分１に関するもの）

ア　一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イないしオ　（略）

（２）審査請求書２（原処分２に関するもの）

アないしエ　（略）

オ　上記（１）アと同旨。

カ及びキ　（略）

ク　他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ケ　（略）

第３　諮問庁の説明の要旨

１　経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和４年１１月２５日付け防官文第２２０９９号により、本件対象文書のうち、文書１について、法５条１号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分１）を行った後、令和７年１１月２８日付け防官文第２７１１６号により、本件対象文書のうち、文書２ないし文書４５について、法５条１号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分２）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分１に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約３年２か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

２　法５条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法５条１号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とした。

３　審査請求人の主張について

（１）審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法５条該当性を十分に検討した結果、上記２のとおり、本件対象文書の一部が同条１号及び６号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

（２）審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

（３）審査請求人のその他の主張は、令和７年５月１４日付け情個審第１７５５号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法１９条１項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。

（４）以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 令和８年３月３日　　諮問の受理
② 同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③ 同年４月２日　　審議
④ 同年１０月１４日　　本件対象文書の見分及び審議
⑤ 同年１１月４日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法５条１号及び６号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

２　本件対象文書の特定の妥当性について

（１）本件対象文書を特定した経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア　本件開示請求は、開示請求文言から防衛省本省における情報公開窓口に対する問合せへの回答及び対応に関する文書の開示を求めるものと解し、本件対象文書を特定した。

イ　本件対象文書の外に本件開示請求に係る行政文書は作成・保有していない。

ウ　本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

（２）上記（１）アの本件対象文書の特定方法に問題はなく、上記（１）イの保管状況及び上記（１）ウの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

３　不開示部分の不開示情報該当性について

（１）別表の番号１について

ア　標記不開示部分には、開示請求者の氏名、住所、郵便番号、メールアドレス及び電話番号等が記載されていると認められる。

イ　これを検討するに、当該不開示部分は、法５条１号本文前段の個人

に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該不開示部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法６条２項による部分開示の余地はなく、法５条１号に該当し、同条６号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（２）別表の番号２について

ア　標記不開示部分には、防衛省の内線番号が記載されていることが認められる。

イ　当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、これらを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法５条６号柱書きに該当し、同条１号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

４　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

５　本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法５条１号及び６号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条１号及び６号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第２部会）

委員　武藤京子、委員　佐藤郁美、委員　寺田麻佑

別紙

１　本件請求文書

情報公開窓口に対する問い合わせに対する回答ないし対応に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て（現存するもの全て）。

２　本件対象文書

文書１　ＦＡＸ連絡書（２０２２年４月４日）
文書２　ＦＡＸ連絡書（２０２２年４月１２日）
文書３　ＦＡＸ連絡書（２０２２年４月２０日）
文書４　ＦＡＸ連絡書（２０２２年４月２１日）
文書５　ＦＡＸ連絡書（２０２２年４月２８日）
文書６　ＦＡＸ連絡書（２０２２年５月９日）
文書７　ＦＡＸ連絡書（２０２２年５月１９日）
文書８　ＦＡＸ連絡書（２０２２年５月２４日）
文書９　ＦＡＸ連絡書（２０２２年５月２６日）
文書１０　ＦＡＸ連絡書（２０２２年６月１日）
文書１１　ＦＡＸ連絡書（２０２２年６月３日）
文書１２　ＦＡＸ連絡書（２０２２年６月６日）
文書１３　ＦＡＸ連絡書（２０２２年６月１０日）
文書１４　ＦＡＸ連絡書（２０２２年６月２１日）
文書１５　ＦＡＸ連絡書（２０２２年６月２４日）（１）
文書１６　ＦＡＸ連絡書（２０２２年６月２４日）（２）
文書１７　ＦＡＸ連絡書（２０２２年６月２８日）
文書１８　ＦＡＸ連絡書（２０２２年６月３０日）
文書１９　ＦＡＸ連絡書（２０２２年７月４日）
文書２０　ＦＡＸ連絡書（２０２２年７月８日）（１）
文書２１　ＦＡＸ連絡書（２０２２年７月８日）（２）
文書２２　ＦＡＸ連絡書（２０２２年７月１２日）（１）
文書２３　ＦＡＸ連絡書（２０２２年７月１２日）（２）
文書２４　ＦＡＸ連絡書（２０２２年７月１２日）（３）
文書２５　ＦＡＸ連絡書（２０２２年７月１３日）
文書２６　ＦＡＸ連絡書（２０２２年７月１５日）
文書２７　ＦＡＸ連絡書（２０２２年７月１９日）
文書２８　ＦＡＸ連絡書（２０２２年７月２０日）（１）
文書２９　ＦＡＸ連絡書（２０２２年７月２０日）（２）
文書３０　ＦＡＸ連絡書（２０２２年７月２２日）
文書３１　ＦＡＸ連絡書（２０２２年７月２９日）
文書３２　ＦＡＸ連絡書（２０２２年８月１２日）

文書３３　ＦＡＸ連絡書（２０２２年８月２４日）
文書３４　ＦＡＸ連絡書（２０２２年８月３０日）
文書３５　ＦＡＸ連絡書（２０２２年９月１日）
文書３６　ＦＡＸ連絡書（２０２２年９月２日）
文書３７　ＦＡＸ連絡書（２０２２年９月５日）
文書３８　ＦＡＸ連絡書（２０２２年９月７日）
文書３９　ＦＡＸ連絡書（２０２２年９月１２日）
文書４０　ＦＡＸ連絡書（２０２２年９月１３日）
文書４１　ＦＡＸ連絡書（２０２２年９月１４日）
文書４２　ＦＡＸ連絡書（２０２２年９月２０日）
文書４３　ＦＡＸ連絡書（２０２２年９月２２日）
文書４４　問い合わせ対応（２０２２年度第１四半期）
文書４５　問い合わせ対応（２０２２年度第２四半期）

別表

番号	文書	不開示とした部分	不開示とした理由
１	文書１	宛先及びＦＡＸ番号	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法５条１号に該当するため不開示とした。
	文書２ないし文書４３	１枚目の一部	
	文書４４	１枚目、２枚目、４枚目、６枚目、１０枚目ないし１２枚目、１４枚目、１８枚目ないし２３枚目、２５枚目、２６枚目、２８枚目、２９枚目、３１枚目、３５枚目、３８枚目、４０枚目ないし４４枚目、４７枚目、４９枚目、５７枚目、６０枚目及び６５枚目ないし６７枚目のそれぞれ一部	
	文書４５	３枚目、７枚目ないし１０枚目、１２枚目、１４枚目、１５枚目、１７枚目、１９枚目、２２枚目ないし２５枚目、２７枚目ないし３４枚目、３６枚目、３８枚目ないし４２枚目、４５枚目、４８枚目、５０枚目、５１枚目、５３枚目、５５枚目、５７枚目、６１枚目、６２枚目、６５枚目、６７枚目、７１枚目、７２枚目、７８枚目、８０枚目、８１枚目、８３枚目、８５枚目、８７枚目ないし８９枚目、９１枚目、９３枚	

		目、９６枚目、９８枚目、１００枚目、１０２枚目、１０４枚目及び１０６枚目ないし１０９枚目のそれぞれ一部	
	文書４４	３枚目、７枚目ないし９枚目、１３枚目、２４枚目、２７枚目、３０枚目、３６枚目、３７枚目、４５枚目、４６枚目、５３枚目ないし５６枚目、６１枚目ないし６４枚目及び６８枚目のそれぞれ一部（内線番号を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条１号及び６号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書４５	１枚目、２枚目、４枚目、１６枚目、２６枚目、３５枚目、４３枚目、４４枚目、４９枚目、５２枚目、５６枚目、５９枚目、６３枚目、６８枚目、７３枚目、８２枚目、８４枚目、９０枚目、９４枚目、９５枚目、９９枚目及び１０３枚目のそれぞれ一部（内線番号を除く。）	
２	文書４４	３枚目、７枚目ないし９枚目、１３枚目、２４枚目、２７枚目、３０枚目、３６枚目、３７枚目、４５枚目、４６枚目、５３枚目ないし５６枚目、６１枚目ないし６４枚目及び６８枚目のそれぞれ一部（内線番号）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることに

	文書４５	１枚目、２枚目、４枚目、１６枚目、２６枚目、３５枚目、４３枚目、４４枚目、４９枚目、５２枚目、５６枚目、５９枚目、６３枚目、６８枚目、７３枚目、８２枚目、８４枚目、９０枚目、９４枚目、９５枚目、９９枚目及び１０３枚目のそれぞれ一部（内線番号）	より、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条１号及び６号柱書きに該当するため不開示とした。

※　当審査会事務局において整理した。